二　中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門が発行し、又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの　五十パーセント

イ　債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　［略］

［三・四　略］

2　［略］

（自由処分性）

第十五条　運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産に係る第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件をいう。

［一～八　略］

九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対してレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金取引の担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である農林中央金庫又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

［イ～ハ　略］

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十四条　有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　［略］

二　［同上］

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　［同上］

ハ　［同上］

［三・四　同上］

2　［同上］

（自由処分性）

第十五条　［同上］

［一～八　同上］

九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である農林中央金庫又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

［イ～ハ　同上］

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十四条　［同上］

一　［同上］

二　次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

イ　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引

ロ　農林中央金庫又は連結子法人等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央銀行等との間で行う中央銀行有担保資金取引であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引（前号ロに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）のうち、差入資産がレベル2A資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　次に掲げる取引のうち、差入資産が有価証券であって、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

イ　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等

ロ　農林中央金庫又は連結子法人等の海外営業拠点等が、その所在する国若しくは地域の中央政府若しくは中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）との間で行うレポ形式の取引等であって、流動性ストレス時において取引の継続が制限されないと認められるもの

［五～八　略］

二　日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産が有価証券その他の資産であって、受入資産が金銭であるもの　零パーセント

三　レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金取引のうち、差入資産がレベル2A資産であって、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　十五パーセント

四　日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。）　二十五パーセント

［五～八　同上］